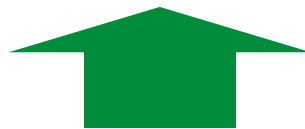


エコファーマーに

農林水産省では、平成11年に「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（エコファーマー）に対し、金融・税制上の支援をしています。

環境と調和のとれた持続的な農業生産の確保



持続性の高い農業生産方式の導入の促進



都道府県

持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針
(導入の促進を図る持続性の高い農業生産方式の明確化)



農業者

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画



金融・税制上の特例措置

特例 1

農業改良資金の償還期間の延長

措置期間を含めた償還期間が、**10年から12年**まで延長されます。

特例 2

課税の特例

下記の農業機械を取得又はリースした場合、**初年度30%の特別償却**又は**初年度7%の税額控除**が受けられます。

- 自走式マニュアルスプレッダー
- 側条施肥田植機
- 紙マルチ田植機